

令和 8 年度文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業
技術提案書作成要領

1 技術提案書の記載内容

仕様書に従い技術提案書を作成し提出すること。

また、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

○技術提案書の様式

（様式 1）技術提案申請書

（様式 2）事業計画（事業行程含む）

（様式 3）事業実施体制

（様式 4）競争参加者に関するデータ

（様式 5）類似事業・施策等の実績

2 技術提案書の作成方法

（1）書類の大きさは A4 判縦、横書きとする。

（2）技術提案申請書（様式 1）を除き、技術提案書の本文中には社名やロゴマーク等、申請者が特定できる記述や図柄は一切入れないこと。

（3）技術提案書は、技術提案申請書（様式 1）を除き合計 200 ページ以内とする。

（4）技術提案書の作成・提出に係る費用は審査結果に関わらず申請者の負担とする。

（5）技術提案書の内容については、他からの転載を禁止する。

（6）技術提案書提出後の修正、差し替えは認めない。

3 質問の受付

質問者名、会社名、部署名、電話番号、メールアドレスを明記の上、下記宛先へメールにて問い合わせること。仕様書に関する質問は競争参加者全員に回答する。

なお、審査に関する質問については回答できない。

宛先： kei-sai@mext.go.jp

4 提出書類 ※全て電子ファイルで提出すること。

（1）技術提案申請書（様式 1）

（2）技術提案書（様式 2～5）

（3）審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」にお

ける認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

(4) 賃上げに関する表明書（該当がある場合）

(5) 最新の財務諸表等の資料